

休業協定書

株式会社 と、株式会社 労働組合とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

記

1. 休業の時期

休業は平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間において、これらの日を含め、 日間実施する。

2. 休業の対象者

- (1) 全従業員を対象とする。
- (2) 休業日の休業人数は概ね 人とする。
- (3) 休業はできる限り輪番で行うものとする。

3. 休業手当の支払い基準

休業日に、次の基準により算定した額の手当を支払うものとする。

- (1) 1日当たりの額の算定方法
 - イ. 月ごとに支払う賃金 月額 ÷ 所定労働日数
 - ロ. 日ごとに支払う賃金 その額
 - ハ. 時間ごとに支払う賃金 時間額 × 所定労働時間数
- (2) 短時間休業を行った場合の1時間当たりの額の算定方法
 - イ. 月ごとに支払う賃金 月額 ÷ 所定労働日数 ÷ 所定労働時間数
 - ロ. 日ごとに支払う賃金 日額 ÷ 所定労働時間数
 - ハ. 時間ごとに支払う賃金 その額
- (3) 対象となる賃金は、基本給、 手当、 手当、 手当および通勤手当とし、基本給は %、基本給以外は %支給するものとする。

4. 雜則

この協定は平成 年 月 日に発効し、平成 年 月 日に失効する。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役

株式会社労働組合
執行委員長